

令和 6 年 4 月

「第 1 号訪問事業（訪問型サービス A）」

利 用 契 約 書

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

四條畷荘訪問介護事業所

「ヘルパーステーションほほえみ」

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総則	2
第1条 契約の目的	2
第2条 契約期間	2
第3条 訪問型サービスAサービス計画の決定・変更	2
第4条 第1号事業支給費の対象サービス	3
第5条 第1号事業支給費の対象外のサービス	4
第6条 従事者の交替等	4
第7条 サービスの実施	4
第二章 サービスの利用と料金の支払い	5
第8条 サービス利用料金の支払い	5
第9条 利用の中止、変更、追加	6
第10条 利用料金の変更	6
第三章 事業者の義務	7
第11条 事業者及び従事者の義務	7
第12条 守秘義務等	7
第13条 従事者の禁止行為	8
第四章 損害賠償（事業者の義務違反）	8
第14条 損害賠償責任	8
第15条 損害賠償がなされない場合	9
第16条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能	9
第五章 契約の終了	10
第17条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助	10
第18条 契約者からの中途解約	10
第19条 契約者からの契約解除	11
第20条 事業者からの契約解除	11
第21条 精算	12
第六章 その他	12
第22条 苦情処理	12
第23条 高齢者虐待	12
第24条 身体拘束に関する事項	12
第25条 合意裁判管轄	13
第26条 協議事項	13

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

（以下「事業団」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問型サービスAを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、日常生活に必要な家事等について、契約者が可能な限りその居宅において、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を目指し支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問型サービスAを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する訪問型サービスAの内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問型サービスAサービス計画」という。）は、別紙『訪問型サービスAサービス計画』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定並びに事業対象者の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（訪問型サービスAサービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が作成されている

場合には、それに沿って契約者の訪問型サービスAサービス計画を作成するものとします。

- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の訪問型サービスAサービス計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合でも、訪問型サービスAサービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防ケアマネジメント事業者等を紹介する等介護予防サービス・支援計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、訪問型サービスAサービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問型サービスAサービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問型サービスAサービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問型サービスAサービス計画を変更するものとします。
- 6 事業者は、訪問型サービスAサービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(第 1 号事業支給費の対象サービス)

- 第 4 条 事業者は、第 1 号事業支給費の対象サービスとして、契約者の居宅に従事者等を派遣し、契約者に対して調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を提供

するものとします。

(第 1 号事業支給費の対象外のサービス)

第 5 条 事業者は契約者との合意に基づき、第 1 号事業支給費の対象外サービスとして、第 1 号事業支給費の支給限度額を超えて利用する訪問型サービス A を提供するものとします。

2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に掲げるサービスを第 1 号事業支給費の対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前 2 項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は、第 1 項及び第 2 項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(従事者の交替等)

第 6 条 本契約において「従事者等」とは、所定の研修を受けた上で訪問型サービス A に従事し、生活援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。

2 契約者は、選任された従事者等の交替を希望する場合には、当該従事者等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して従事者等の交替を申し出ることができます。

4 事業者は、従事者等の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第 7 条 契約者は第 4 条及び第 5 条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは

できません。

- 2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、従事者等が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

- 第8条 事業者は、契約者が支払うべき訪問型サービスAに要した費用について、契約者が第1号事業支給費として、くすのき広域連合から給付を受ける額（以下、支給費額という。）の限度において、契約者に代わってくすのき広域連合から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から支給費額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証の負担割合に基づく金額）を事業者を支払うものとします。
- ただし、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合若しくは事業対象者でない及び介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後若しくは事業対象者として登録又は介護予防サービス・支援計画作成後、自己負担分を除く金額が第1号事業支給費から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

4 前項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

5 サービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月22日までに支払うものとします。

6 1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基いて計算した金額とします。

(利用の中止、変更、追加)

第9条 契約者は、利用期日前において、訪問サービスAの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出し出るものとします。

2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、従事者等の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします

(利用料金の変更)

第10条 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、第1号事業支給費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及び従事者の義務)

- 第11条 事業者及び従事者等は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、従事者等により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上で訪問型サービスAを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する訪問型サービスAの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第12条 事業者、従事者等又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了し

た後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防ケアマネジメント事業者や介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(従事者の禁止行為)

第13条 従業者は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (一) 医療行為
- (二) 契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- (三) 契約者の家族等に対するサービスの提供
- (四) 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- (五) 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (六) その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場

合も同様とします。

ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 15 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ

以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (一) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (二) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (三) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (四) 契約者が、事業者及びサービス従事者等の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 16 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 17 条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(一) 契約者が死亡した場合

(二) 要支援認定若しくは基本チェックリストにより契約者の心身の状況が要介護又は自立、事業対象者非該当と判定された場合

(三) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(四) 事業所が第 1 号訪問事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(五) 第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第 18 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(一) 第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合

(二) 契約者が入院した場合

(三) 契約者に係る介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第 19 条 契約者は、事業者もしくは従事者等が以下の事項に該当する行為を行った場合には、
本契約を解除することができます。

(一) 事業者もしくは従事者等が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

(二) 事業者もしくは従事者等が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合

(三) 事業者もしくは従事者等が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・
信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められ
る場合

(事業者からの契約解除)

第 20 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
す。

(一) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ
を告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさ
せた場合

(二) 契約者による第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 カ月以
上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(三) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従事者の生命・身体・財産・信用
等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情

を生じさせた場合

(精算)

第 21 条 第 17 条第 1 項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第六章 その他

(苦情処理)

第 22 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(高齢者虐待防止について)

第 23 条 事業所は、人権の擁護、虐待防止等のために次の事項に定める措置を講じます。

- 1 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(身体拘束に関する事項)

第 24 条 事業所は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行動は行いません。

ただし、自傷他害等の恐れがある場合（利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるとき）は利用者に対して説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲内で

行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

(合意裁判管轄)

第 25 条 この契約についてやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を

第 1 審管轄裁判所とすることを契約者及び事業者は予め合意します。

(協議事項)

第 26 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法

その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所	大阪府箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号
事業者名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者氏名	理事長 行 松 英 明

事業所住所	四條畷市北出町 2 8 番 1 号
事業所名	四條畷荘訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」
責任者名	特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真壁 卓也 印

事業所住所	四條畷市北出町 2 8 番 1 号
事業所名	四條畷荘訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」
管理者名	張 ヶ 谷 和 美

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

続柄